

# イメージ

## 裁判員制度

各地の裁判所へ行くと裁判員制度の広報文書が置いてある。二〇〇五年から一年間、最高裁が掲示したポスターでは女優の長谷川京子さんが、この制度は「裁判と国民との距離を縮め、裁判に対する信頼を高める役割を果たす」と語り掛けた。

裁判員制度は、国の主権者である国民が政治や行政の分野だけでなく、司法の分野へも意見を反映させ、司法を身近なものにする意義があると説明されている。

### 反対論

る。欧米では歴史的に、国民参加の導入は民主政治を強化する役割を果たしてきた。

しかし反対論も強い。

（憲法は義務化を認めていない）②被告の義務化（被告が裁判員に不信感や不安感を持っても裁判を拒否できない）③裁判員はお飾りの存在（裁判官と独立・対等にはとてやれない）④人権侵害の温存（捜査の現状に手をつけずに制度がつくられている）⑤秘密の聖域（裁判員の秘密漏えいを

## 「諸悪の根源」と批判

### 弁護士ら人権侵害懸念

刑事法学者の小田中聡樹・東北大名誉教授は著書「希望としての憲法」（花伝社）で①裁判員の義務化

処罰する規定などで裁判批判を抑圧する」という五つの疑問があると指摘した。「制度的欠陥があまり

に多く、実施は延期すべきだ」と小田中名誉教授。昨年、「裁判員制度はい

「諸悪の根源」と批判する。「長谷川さんのポスターが「信頼を高める」として

在の刑事司法を良しとするところから出発している。



「裁判員制度は廃止すべきだ」と話す高山俊吉弁護士

した「憲法と人権の日弁連を旨指す会」代表、高山俊吉弁護士は、市民参加の陪審は支持するとしながら

国家権力には人権を侵害する恐れがあり、それをチェックするのが大事だという思想が見られない。陪審制度は被告を守る盾になるが、裁判員制度は全く違う。高山弁護士は「この制度は、審理にじっくり時間をかけないなど、すべての司法改悪につながる」と強調する。